

東大阪市社会福祉法人等指導監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉事業を経営する者が、社会福祉に対する東大阪市民の信頼に応え、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の福祉諸法をはじめ、労働基準法、消防法などの法令（以下「関係法令等」という。）を遵守して、法人運営及び施設経営を行うことに対して、調査、指導及び助言をすることにより、適正な法人の運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、前条の目的を達成するため、社会福祉法人の法人運営及び事業経営並びに社会福祉施設の事業運営及び施設経営が、自主的かつ自律的に行われることに配慮しつつ、必要に応じて調査、指導及び助言を行うものとする。

(指導監査対象)

第3条 指導監査の対象は、本市が所管する社会福祉法人及び次の各号に掲げる社会福祉施設（東大阪市立社会福祉施設は除く。）とする。

- (1) 生活保護法に規定する救護施設
- (2) 児童福祉法に規定する保育所（認可外保育所を除く。）
- (3) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (4) 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（社会福祉法人が実施する事業で、同法第80条に規定する施設を必要とするものに限る。）を行う施設
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園（社会福祉法人が運営する施設に限る。）

(実施体制)

第4条 指導監査は、福祉部指導監査室法人・高齢者施設課並びに同室障害福祉事業者課、生活支援部生活福祉室生活福祉課及び子どもすこやか部子育て支援室施設指導課（以下「関係課」という。）の職員が、所属長の指示を受け実施するものとする。この場合において、法人・高齢者施設課は関係課との連絡調整を行い、原則として、関係課は利用者の支援に係る指導監査を実施するものとする。

- 2 指導監査に当たっては、法人の負担を緩和するため、法人・高齢者施設課、介護事業者課及び障害福祉事業者課がそれぞれ、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき施設に対して行う運営指導又は障害者総合支援法に基づき事業者及び施設に対して行う実地指導と連携して実施するものとする。

3 指導監査に当たっては、公認会計士等の専門家を同行させて実施することができる。

(実施方針)

第5条 指導監査の実施方針は、国の実施方針等を考慮して、毎年度策定するものとする。

(報告書等の提出)

第6条 社会福祉法人及び社会福祉施設に対しては、毎年6月末日までに現況報告書等の提出を求めるものとする。

(指導監査事項)

第7条 社会福祉法人及び社会福祉施設に関する指導監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 組織運営
- (2) 資産管理
- (3) 会計管理
- (4) 施設の職員処遇
- (5) 施設の栄養管理
- (6) 利用者に対する支援
- (7) その他必要と認める事項

(指導監査の種類)

第8条 この要綱において、指導監査とは、一般監査及び特別監査をいう。

2 一般監査とは、実地指導監査及び書面指導監査をいう。

3 特別監査とは、正当な理由がなく一般監査を拒否した場合、法人等の運営に重大な問題がある場合、度重なる一般監査による指導にもかかわらず是正又は改善が行われない場合等、必要があると認めるときに、特定の社会福祉法人又は社会福祉施設に対して行う指導監査をいう。

(一般監査の実施の周期等)

第9条 一般監査は、原則として、次に掲げる場合を除くほか、実地指導監査により毎年1回実施するものとする。

(1) 社会福祉法人については、法人本部及び当該法人が経営する社会福祉施設等の前回の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合にあつては、3年に1回とする。ただし、会計監査人を置く法人及びこれに準じた監査を行う法人については、その監査報告書の内容により5年に1回と、福祉部長が別に定める基準を満たす場合は4年に1回とすることができる。

(2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する施設については、前回の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合にあつては、3年に1回とすることができる。また、実地指導監査を行わない場合に書面指導監査とすることができる。

2 一般監査は、第5条に規定する実施方針及び前項の規定に基づき、年度当初に実施

計画を策定して実施する。ただし、年度途中で新たに設立された法人及び新たに事業を開始した社会福祉施設その他福祉部長が必要と認める法人及び社会福祉施設については、年度計画にかかわらず、一般監査を実施することができる。

(指導監査の方法)

第10条 実地指導監査は、次の方法により実施するものとする。

- (1) 原則として実施日の概ね4週間前までに指導監査を実施する社会福祉法人又は社会福祉施設に、実施日時その他必要な事項を通知する。
 - (2) 社会福祉法人又は社会福祉施設の事務所等において行う。ただし、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地において行うことが困難であると認められる場合は、実地によらないことができるものとする。
 - (3) 複数の職員により行う。
 - (4) 関係書類をもとに、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営、施設入所措置等の状況等について、関係者から事情を聴取するほか、必要に応じ関係施設、設備及び帳簿書類等を、実地に確認することにより行う。
- 2 書面指導監査は、社会福祉施設から提出された書面資料に基づき、年度末に行う。
 - 3 実地指導監査及び書面指導監査の実施に当たり、第6条に規定する現況報告書以外に、社会福祉法人及び社会福祉施設に対し事前に資料の提出を求めることができる。
 - 4 特別監査については、実施の都度、その方法を定めるものとする。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、関係法令等に基づき随時に、指導監査を実施することができる。

(実施上の留意点)

第11条 指導監査の実施に当たっては、公正不偏かつ指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と協力が得られるよう配慮するものとする。

(講評)

第12条 指導監査の講評は、指導監査の終了後、関係当事者に対して行うものとする。

(指導監査結果の通知)

第13条 指導監査の結果は、報告書を作成し、決裁を得た上で、当該社会福祉法人又は社会福祉施設に対し文書により通知するものとする。

(指導監査後の措置)

第14条 指導監査の結果、是正又は改善を指示した事項については、当該社会福祉法人又は社会福祉施設による自主的な是正又は改善を指示した事項を除き、文書により改善報告書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の改善報告書に基づき継続して運営指導を行う必要がある事項がある場合は、社会福祉法人及び第3条第3号に規定する施設に関する事項は法人・高齢者施設課が、その他の事項は関係課がそれぞれ行うものとする。

(関係行政機関の協力)

第15条 指導監査の実施及び指導監査後の措置については、必要に応じて関係行政機関の協力を求めるものとする。特に大阪府及び大阪府内の指定都市（以下「大阪府等」という。）と共管する社会福祉法人又は社会福祉施設の監査実施に当たっては、大阪府等の指導監査等と同時に実施するよう平素から情報交換等の連携を強化する。

(情報の開示等)

第16条 指導監査に関する情報は、社会福祉法人等によって提供される福祉サービスの質の向上及び福祉サービス利用者の保護に資するために、個人情報等の法令により非公開とされている場合を除き、その提供に努める。

(指導監査連絡会議)

第17条 指導監査の円滑な実施とその実効性を期するため、別表に掲げる者で構成する指導監査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、法人・高齢者施設課長が主宰する。

3 連絡会議を円滑に運営するため、別表に掲げる者が指名する担当者と構成する担当者連絡会議を設置する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、指導監査に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

別表（第17条関係）

福祉部指導監査室法人・高齢者施設課長

福祉部指導監査室介護事業者課長

福祉部指導監査室障害福祉事業者課長

生活支援部生活福祉室生活福祉課長

子どもすこやか部子育て支援室施設指導課長